

	交付申請	実績報告	検査への協力
共通	1 交付申請書(様式1) 2 事業計画書(様式ウ) 3 位置図 ※ 森づくり計画書(様式イ) ※ 森林所有者との委託関係の証明書(契約書の写し等)及び補助申請手続き及び補助金の受取に関する委任状(様式ア) ※ 森林の所有者であることの証明書(写し)	1 事業実績報告書(様式6) 2 作業実施位置図(作業範囲、標準調査位置、作業の概要がわかるもの) ※面積、延長については札幌市で算出することから、概算値で構いません(測量等を行う必要はありません)。 3 位置情報付きの写真画像データ(詳細は別表ウ参照)	
(1) 森林調査		1 調査結果の概要 2 森林調査簿の修正案	
(2) 間伐	1 標準経費・補助金算出調書【間伐】(様式エ) ※ 面積については札幌市で算出することから、測量等を行う必要はありません。	1 搬出材積集計表(様式ク)及びその証明書類の写し等 2 標準地調査野帳 ※ 森林作業道整備の伐開による搬出木と間伐による搬出木を区分した搬出材積集計表(様式ク)及びその証明書類等	積雪前に現地検査を行うことを基本とする。 事業完了後の検査が積雪後になり得る場合は、事業実施中に検査を行えるよう事前に市と協議すること。
(3) 森林作業道整備	1 標準経費・補助金算出調書【森林作業道整備】(様式オ) ※ 延長については札幌市で算出することから、測量等を行う必要はありません。		
(4) 林業機械レンタル	1 実行経費・補助金算出調書【林業機械レンタル】(様式カ) 2 レンタル会社からの見積書の写し(機械名、メーカー、型式、期間、費用の内訳、輸送費等がわかるもの) ※ 北海道又は国の補助金の交付を受けていることが分かる書類等	1 レンタル会社からの領収書の写し(機械名、メーカー、型式、期間、費用の内訳、輸送費等が分かるもの)	

別表イ

	補助対象額	補助金額の算定方法
(1) 森林調査		1 対象森林面積は、市が作成する経営管理実施権配分計画に記載されている面積とする。経営管理実施権配分計画の範囲と一体で当該計画の対象外の森林を調査する場合は、森林調査簿の林小班面積と一致する場合はその面積、一致しない場合はGNSS測量で札幌市が計測した値とする。
(2) 間伐		1 標準額は、様式エに基づき、札幌市が算出する。 2 間伐面積は、森林調査簿の林小班面積と一致する場合はその面積、一致しない場合はGNSS測量で札幌市が計測した値とする。
(3) 森林作業道整備		1 標準額は、様式オにに基づき、札幌市が算出する。 2 延長は、GNSS測量で札幌市が計測した値とする。ただし、実態と大きく相違する場合は、実測とする。
(4) 林業機械レンタル	1 対象経費 基本料、レンタル料、機械輸送費(レンタル会社と森林を直接往復するための回送費)など ※修繕費、補償料、機械輸送費(札幌市内の森林間や、市内の森林と市外の森林とを移動する費用)などは対象外 2 対象機械 バックホウ、グラップル付きバックホウ、グラップル(アタッチメントのみ)、フォワーダ、ハーベスタ、プロセッサ、フェラーバンチャー、ザウルスロボなどの重機 ※チェンソー、(ダンプ)トラック、ユニックなどの小型機械及び車両は対象外	1 レンタル期間に、本補助金の交付対象外の場所又は用途で使用する期間も含まれている場合は、その日数分の金額を全体のレンタル期間及び金額に対して按分し、これを控除した金額を用いて補助金を算出する。 2 レンタル会社からの輸送先(往路)及びレンタル会社への輸送元(復路)の片方又は両方が本補助制度の対象外である他の森林等である場合、機械輸送費については、当該輸送費と本補助金の交付対象事業地との輸送費のうち、安い金額を用いて補助金を算出する。

別表ウ

	写真
共通	<p>【撮影】</p> <ol style="list-style-type: none"> デジタル撮影で有効画素数200万画素以上とすること すべての写真画像データは、緯度・経度の情報が付加されているものとする。位置情報機能を備えたデジタルカメラ又はスマートフォン等で撮影する場合は、必ず位置情報の設定をオンにすること こと 小黒板を被写体とともに写し込むこと 小黒板には、札幌市森林整備事業、作業種(間伐等)、林小班、撮影年月日を記載すること 【写真画像データ】 圧縮や加工などを一切行わないこと 施行地ごとにフォルダにまとめることとし、別途CD又はDVDにて提出すること
(1) 森林調査	<ol style="list-style-type: none"> 現地調査を行った日は、調査の状況を撮影すること
(2) 間伐	<ol style="list-style-type: none"> 小班ごと(同一小班内で間伐率等が異なる場合は、異なる区域ごと)に事業着手前及び事業完了後の写真を同位置同方向で、1箇所以上撮影すること 搬出材積を層積により計測する場合は、全てのはい積み箇所において、計測器具で寸法が推計できるよう撮影すること
(3) 森林作業道整備	<ol style="list-style-type: none"> 起点(事業着手前と事業完了後)、終点(事業完了後)に加え、作業日は1日1枚以上(特に、事業完了後に不可視となる路体の掘削状況が分かるように)撮影すること 事業完了後、概ね100mおきに、計測器具とともに基本幅員が分かるように撮影すること 作工物を設置する場合はその規格、寸法等が分かるように撮影すること 路盤材を敷設する場合は、路盤材敷設前の土質などが判別できるよう撮影すること 路盤材の敷設後に、起点、終点及び中間点において、計測器具により路盤材の敷幅、敷厚が判読できるよう撮影すること 暗渠用排水管、柵工等の設置に伴い、土中に埋設される作工物を設置する場合には、その資材の検収状況及び、掘削・埋設等の設置状況を撮影するとともに、計測器具により敷設後の寸法が判読できるよう撮影すること 過去に設置した森林作業道等の改良(補修を含む)を行う場合は、その作業区間ごとの起点及び終点について、計測器具により作業前及び作業後の幅員が判読できるよう撮影すること
(4) 林業機械レンタル	<ol style="list-style-type: none"> 当該機械を使用して実施する森林整備の種類及び箇所ごとに、作業の着手前及び作業完了後、機械の型番が分かる写真を一組以上撮影すること 当該機械を使用して実施する森林整備の箇所ごとに、1日に1枚以上、当該機械を使用していることが分かる作業中の写真を撮影すること